

平成25年度

事業計画書

平成25年4月 1日

平成26年3月31日

公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会

(平成25年度事業計画書)

目次	1
基本方針	2
I 本会の事業一覧	2
1 公益目的事業	2
2 収益事業等	2
3 その他	2
II 各事業の構成	2
1 公1事業	2
2 公2事業	3
3 公3事業	3
4 収益事業等	3
5 その他	3
III 各事業の個別事業計画	3
1 公1事業	3
(1) 学術セミナー	3
(2) 東洋療法推進大会	4
(3) 地域健康づくり指導者研修会	4
(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会	5
(5) 保険取扱説明講習会	6
(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣	6
(7) マッサージ等将来研究会による研究等	7
2 公2事業	7
(1) 広報紙など発行事業	7
(2) リーフレット等の作成、配布	8
(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会	8
(4) あはき等法推進協議会による協議等	9
3 公3事業	9
(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援	9
(2) 視覚障害者等に対する相談、助言	10
(3) 視覚障害者に対する職業訓練	10
4 収益事業等	11
(1) 視覚障害者に対する職業実施の治療院の経営	11
(2) 相互扶助等1事業	11
(3) 専門学校優秀卒業生の表彰	12
5 管理部門	12

平成25年度事業計画書

基本方針

鍼灸マッサージを通じて、公衆衛生の向上、国民の健康増進に寄与することを目的として、良質かつ適正な施術を提供するための研究、研修を行い、正しい知識の普及および情報の伝達等効率的な運用を図る。公益目的事業に費用重点をおき事業比率56%を目標とする。財政面は、年々の会員数の減少に伴う年会費の減収から会務運営資金が逼迫している。このような現状を踏まえ、平成25年度も引き続き無駄を省き、諸費用の見直しを図り、特に交通費、会場費等の節約に心がけ、効率的な資金運営を図っていく。

I. 本会の事業一覧

1. 公益目的事業（事業番号 公1、公2、公3とする）
 - ・公1：良質かつ適正な鍼灸マッサージ施術等を提供するための研究、研修事業
 - ・公2：鍼灸マッサージに係る正しい知識の普及啓発等事業
 - ・公3：視覚障害者に対する鍼灸マッサージ情報の伝達、職業訓練等支援事業
2. 収益事業等
 - ・収益事業：視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
 - ・その他の事業：相互扶助事業
3. その他：管理部門

II. 各事業の構成

1. 公1事業
 - (1) 研修事業
 - イ. 学術セミナー
 - ロ. 東洋療法推進大会
 - ハ. 地域健康づくり指導者研修会
 - ニ. スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会
 - ホ. 保険取扱説明講習会
 - ヘ. 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣
 - (2) 研究事業
 - イ. マッサージ等将来研究会による研究等
2. 公2事業

- (1) 広報紙等発行事業
 - イ. 広報紙の発行
 - ロ. リーフレット等の作成、配布
- (2) あはき等法推進会議、普及講習会等事業
 - イ. あはき等法推進協議会
 - ロ. 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会
- 3. 公3事業
 - (1) 視覚障害者に対する情報伝達支援
 - (2) 視覚障害者に対する相談、助言
 - (3) 視覚障害者に対する職業訓練
- 4. 収益事業等
 - (1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営
 - イ. みびょうち鍼灸マッサージ療院の経営
 - (2) 相互扶助等事業
 - イ. 死亡会員に対する弔意金の支給
 - ロ. 専門学校優秀卒業生の表彰
- 5. その他
 - (1) 管理部門

Ⅲ. 各事業の個別事業計画

- 1. 公1事業
 - (1) 学術セミナー
 - イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する学識経験者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師を講師とし、鍼灸マッサージの学術問題を中心にしたセミナーを年4回～6回（平成24年度は4回）開催する。本年度は地方からの要望もあり、地方開催を2回計画。セミナー受講者に対しては、本会名の参加証明書を交付するほか、鍼灸マッサージに関する生涯研修（以下「生涯研修」という）について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。
 - ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生、1回当たり30名を対象とする。
 - ハ. 平成25年度実施時期等

第1回講習会 H.25年7月7日 石川県 会場：金沢市内予定
講師 藤田紘一先生
演題 「幸せは腸から～心の免疫力を高める～」

県民向け健康講和を予定

第2回講習会 H.25年9月29日 北海道 会場：札幌市内予定

講師 北海道大学講師 吉田重光先生を予定

演題 「臨床研究発表の仕方について」 予定

ニ. 財源

参加者から参加費を徴収して、不足分は会費を充当する。

・ 会員=3,000円、非会員=5,000円、学生=1,000円

(2) 東洋療法推進大会

イ. 事業内容

年1回、2日間の日程で、会場を5程度に分割し、鍼灸マッサージに関する様々な事項(学術関係、各種疾病・症状に対する対応方法や臨床研究例、介護予防事業との関係、地域医療との関係、医療保険制度との関係、視覚障害者の状況等)についてそれぞれテーマを設け、テーマごとに学識経験を有する大学教授、医師、学会関係者、専門校関係者及び臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等を講師、シンポジストとして、又は発表者とするシンポジウム、講演、症例発表等を行い受講者が自らのニーズに応じた会場で学術の研鑽、技術の向上等を図る。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。なお、一部については、一般国民にも分かり易い形の一般公開講座とする。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者及び専門学校の学生とする。なお、一般公開講座については、一般国民をも対象とする。

対象者数は、350名程度とする。

ハ. 平成24年度実施時期等

平成25年10月20日、21日

新潟県新潟市 ANAクランプラザホテル新潟

ニ. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

・ 会員=5,000円、非会員=10,000円

・ 学生及び一般国民=無料

(3) 地域健康づくり指導者研修会

イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、要支援者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練の実施方法を中心に、介護問題に識見を有する専門学校講師、整形外科医及び臨床経験豊富

な鍼灸マッサージ師等を講師として、座学（制度及び事業の概要、要支援者に対する運動の種類・強度・リスク管理、事例紹介等）及び実技指導を行う。受講修了者に対しては、本会名の修了証を交付するほか、生涯研修について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者45名程度を対象とする。

ハ. 平成24年度実施時期等

前期 平成25年7月21日 会場 青森県市内予定
後期 平成25年2月開催予定 会場 未定

ニ. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員=1コース当たり8,000円
- ・非会員の免許所有者=1コース当たり16,000円

(4) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会

イ. 事業内容

年1回、1コースを前期、後期に分けて延4日間開催し、スポーツ医学についての学識経験を有する大学教授、スポーツドクター及び公認アスレチックトレーナー等を講師とし、医学的サポートに必要な座学（アスレチックトレーナーの役割、スポーツ医学、スポーツ外傷・傷害の予防、アスレチックリハビリテーション、スポーツ鍼灸・マッサージ等）及び実技指導を行う。

受講修了者に対しては、そのレベルに応じて本会名の認定証を交付するほか、生涯研修について、(財)東洋療法研修試験財団が認める単位数が付与される。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者100名程度を対象とする。

ハ. 実施時期

前期 平成25年 6月15日、16日
後期 平成25年12月22日、23日 開催予定

ニ. 実施場所

前期 平成25年 6月15日、16日
後期 東京都内又は周辺のスポーツ施設、ホテル等を賃借して開催する。

ホ. 財源

参加者から参加費を徴収し、不足分は会費を充当する。

- ・会員及び学生＝1コース当たり 10,000 円
- ・非会員の免許所有者＝1コース当たり 20,000 円

(5) 保険取扱説明講習会

イ. 事業内容

全国9ブロックにおいて年1回、本会の保険担当委員を講師とし、療養費制度を含む医療保険制度の理念と仕組み、適用疾患、具体的な療養費の請求手続き等について講習、指導を行う（平成25年度は3ブロックで開催予定）。

ロ. 対象者

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者、患者から委任を受けて療養費の請求、受領を代理する団体の担当者及び一般国民、1ブロック当たり平均約70名を対象とする。

ハ. 実施時期

各ブロックと協議のうえ実施時期を決定し、開催する。

ニ. 実施場所

各ブロック内の地域において、ホテル、公的施設等を賃借して開催する。

ホ. 財源

事業に要した経費については、本会とブロックの関係団体とがそれぞれの負担額を協議のうえ決定し、支出する（本会は、会費を充当）。（参加者から参加費を徴収するか否かはブロックによって異なる）

(6) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣

イ. 事業内容

都道府県鍼灸マッサージ師会が、会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師の免許を有する者の資質の向上を図り、もって国民に対し良質かつ適正な施術等を提供することを目的とした研修会等を開催する場合に、当該都道府県鍼灸マッサージ師会の要請を受けて、研修内容に適した専門家（大学教授、専門学校講師、臨床経験豊富な鍼灸マッサージ師等）を派遣する。派遣は、1都道府県鍼灸マッサージ師会当たり年1回とし、平成25年度は30県師会を予定。

ロ. 対象者

派遣対象：事業目的に適合する研修会等を開催する都道府県鍼灸マッサージ師会。

受講対象：会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師の免許を有する者。

ハ. 実施時期

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する日。

ニ. 実施場所

都道府県鍼灸マッサージ師会が研修会等を開催する場所。

ホ. 財源

派遣する講師の交通費（上限5万円）を本会が会費を充当して支出する。

(7) マッサージ等将来研究会による研究等

イ. 事業内容

関係7団体からテーマ（「普及・啓発」「生涯・教育」）ごとに、概ね各1～2名の代表者が出席し、研究、協議する。

「普及・啓発」については、国民に対しあん摩マッサージ指圧についての正しい理解と認識を普及するための啓発を効果的に進めるための方策を研究、協議し、その結果を踏まえて共同でホームページに掲載する。また関係団体それぞれの啓発に活用することとする。

「生涯・教育」については、あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(財)東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し、関係機関等に対し改善策を提言する。

ロ. 実施時期

テーマごとに、概ね年各4回（計8回）、全体会を1～2回開催する。

認定訪問マッサージ師の講習会開催。

ハ. 実施場所

本会が会議室を無償で貸与する、又は、東京都内の専門学校の校舎を無償で借り受け開催する。

ニ. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他成果物の作成費等については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体それぞれが支出する（本会は、会費を充当する）。

2. 公2事業

(1) 広報紙など発行事業

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講演会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙（月刊東洋療法）を毎月墨字版約1万部、会員、会員外の購読希望者、行政機関、関係団体、公立図書館、専門学校等に無料（但し、会員外の購読希望者は有料）で広く配付する。

ロ. 対象者

会員のみならず、会員外の購読希望者、行政機関（関係省庁、都道府県庁、保健所）、都道府県鍼灸マッサージ師会、鍼灸マッサージの関係団体のほか、全国の公立図書館、専門学校を通じて一般国民、専門学校生にも広く眼を通せる機会を提供する。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ. 実施場所

編集等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所において行い、印刷、発送は、業者に発注する。

ホ. 財源

ほとんどを無料配布とするため、要した経費については会費を充当して支出する。

(2) リーフレットの作成、配布

イ. 事業内容

鍼灸マッサージ施術は、あはき等法に基づき国家免許を有する者しか出来ないこと、無免許施術者対策等を周知するためのポスターを2万部作成し、一般国民をはじめ、行政、企業等に広く配布する。

ロ. 対象者

一般国民、行政機関、企業等を広く配布対象とする。

ハ. 実施時期

通年とする。

ニ. 実施場所

企画等に関する事務作業は、本会の所有する会館内の事務所で行い、印刷は、業者に発注する。配布は、本会及び都道府県鍼灸マッサージ師会の各種行事の場及び会員の治療院を通じる等により行う。

ホ. 財源

会費を充当する。

(3) 温泉とはり、きゅう、マッサージで健康づくり講演会

イ. 事業内容

温泉療法等について学識経験を有する温泉療法専門医又は大学教授の講師及び鍼灸マッサージの臨床経験が豊富な本会の役員を講師又はシンポジストとし、温泉の効果と正しい利用法及び鍼灸マッサージとの相乗効果並びに鍼灸マッサージの正しい知識についての講演、シンポジウムを内容とする講演会を開催する。

ロ. 対象者

一般国民100名を対象とする

ハ. 平成25年度実施時期等

新潟県新潟市

平成26年2月に開催予定

ニ. 財源

参加費は無料とし、要した経費は会費を充当して支出する。

(4) あはき等法推進協議会による協議等

イ. 事業内容

関係団体から各2～3名が出席し、あはき等法のあり方と運用、あはき等法を踏まえた行政施策、企業等の取組状況、WHO や中国・韓国・タイ等諸外国における鍼灸マッサージについての取組み状況、鍼灸マッサージ師の教育、研修制度、学会の現状等について幅広く情報交換のうえ問題点についての対応策を協議し、必要に応じて行政に対する政策提言や、企業及び関係方面に対する問題点と改善策の提起等を行うこととしている。

ロ. 実施時期

協議会の開催は、2～3ヵ月に1回、年間5回程度とする。

ハ. 実施場所

本会が所有する会館内の会議室を無償で貸与する。

ニ. 財源

各団体の出席者に対する交通費等の経費については、各団体がそれぞれ支出する。その他印刷製本費等に要する諸経費については、各団体の協議により各団体の負担額を決定し、各団体が支出する(本会は会費を充当する)。

3. 公3事業

(1) 視覚障害者に対する情報伝達支援

イ. 事業内容

鍼灸マッサージに関する専門技術的情報、行政施策の動向、各事業の取組状況、研修会、講習会等の開催案内、健康講話等を内容とする広報紙を視覚障害者の希望に応じ、毎月点字版化(約1,800部)、CD版化(約450部)、メール版化(約350部)したものを、また、盲学校等(約70校)に対しても、点字版化したものを無料(ただし、会員外の購読希望者は原則有料)で配付する。

ロ. 対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師並びに一般の視覚障害者で広報紙の購読を希望するもののうち、点字版、音声CD版又はメール版による購読を希望する者及び盲学校等の生徒を対象とする。

ハ. 実施時期

毎月1回発行する。

ニ、実施場所

広報紙の点字版、音声CD版を採用し、発送は業者に発注する。

(点字版 1,800部、CD版 450枚)

ホ、財源

ほとんどを無料配付とするため、要した経費については会費を充当して支出する。

(2) 視覚障害者等に対する相談、助言

イ、事業内容

視覚障害者問題に詳しく、かつ、鍼灸マッサージの臨床経験豊富な本会の役員が、以下により相談、助言を行う。

・訪問相談

盲学校等を訪問し、卒業を間近に控えた生徒及びその教師等に対して進路問題を中心とした相談、助言を行う。

・電話相談

視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師等に対して、鍼灸マッサージの専門技術的事項、雇用、治療院経営、健康等様々な問題について相談、助言を行う。

ロ、対象者

会員及び会員外の視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師、盲学校等を卒業予定の生徒及び教師等を対象とする。

ハ、実施時期

訪問相談：毎年2月～3月

電話相談：毎週1回 通年

ニ、実施場所：

訪問相談：盲学校等の会議室等は無償で借受ける。

電話相談：携帯電話で対応する。

ホ、財源

相談、助言に要する費用は、会費を充当して支出する。

(3) 視覚障害者に対する職業訓練

イ、事業内容

厚生労働省の「障害者委託訓練事業」を次のとおり委託元から再委託を受けて年間2コース実施する。

(委託元)

(財) 東京しごと財団

(委託内容)

① 委託事業名：障害者委託訓練

- ② 対象者：鍼灸マッサージ師の免許を有する盲学校等の新規卒業
者等で、求職中の者 1コース当たり2名
- ③ 訓練名：鍼・按摩・マッサージの実習と実技
- ④ 訓練内容：座学、実技及び実習
- ⑤ 訓練期間：1コース当たり、3ヵ月間、訓練日数52日、訓練時間
260時間
- ⑥ 受講料：無料
- ⑦ 委託料：訓練生1人につき、1ヵ月当たり6万円
- ⑧ 修了証書：訓練修了生に対し、東京障害者職業能力開発校長名の
修了証書が授与される。

(実施体制)

本会の治療院に配置している鍼灸マッサージ師1名及び外部から招聘する非常勤の鍼灸マッサージ師3名、計4名が交替で指導に当たる。

ロ. 実施時期

上期（平成25年度は、5月11日から8月10日まで）、下期（平成25年度は、10月から12月まで）において、それぞれ1コースを実施する。

ハ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院及び会議室において行う。

ニ. 財源

指導員に対する手当等の必要経費については、委託元からの委託料を充て、不足分は会費を充当して支出する。

4. 収益事業等

(1) 視覚障害者に対する職業訓練の実施に資するための治療院の経営

イ. 事業内容

職業訓練の行われない期間及び時間帯に、一般の治療院として、配置している鍼灸マッサージ師が施術を行う。

ロ. 対象者

地域住民を対象とする。

ハ. 実施時期

通年（ただし、職業訓練の行われない期間及び時間帯）とする。

ニ. 実施場所

本会の所有する会館内の治療院とする。

ホ. 財源

鍼灸マッサージ施術による施術料を財源とする。

(2) 相互扶助等事業

イ. 会員が死亡した場合、1人当たり20,000円を弔慰金として支給する。

・平成25年度は、50人分を予算計上。

ロ. 対象者

入会1年以上の正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員の全てを対象とする。

ハ. 財源

会費を充当して支出する。

(3) 専門学校優秀卒業生の表彰

イ. 事業内容

全国の専門学校のうち、本会の表彰状を希望する学校から推薦のあった優秀卒業生に対し、本会の役員が卒業式に出向くか、又は、都道府県師会の役員等によって表彰状を授与する（平成25年度は55名に授与予定）。

ロ. 対象者

本会からの表彰を希望する専門学校から優秀卒業生として推薦のあった者。

ハ. 実施時期

毎年3月

ニ. 実施場所

専門学校の卒業式が開催される式場

ホ. 財源

表彰に要する表彰状作成費、卒業式に出席する非常勤役員の報酬、交通費等の経費は、会費を充当し支出する。

5. 管理部門

(1) 平成25年度会議等について

イ. 定時総会	1回（5月26日）
ロ. 理事会	4回（5月、6月、10月、3月 予定）
ハ. 業務執行理事会	3回～4回（必要に応じ招集）
ニ. 正副会長会議	随時
ホ. 監査会	1回
ヘ. 都道府県師会会長会	1回（11月10日）

(2) 会員管理と増強の方策について

- イ. 会員の増強及び入会案内のリニューアル
- ロ. 会員管理システムの研修会
- ハ. 安心のマークの普及

以上

平成 25 年度 総括と各部署事業報告

公益社団法人移行認定を受けて3年が経過し、これまでも増して公益事業を遂行してきたが、会員の増強には繋がっていない。

長年の懸案である無免許事業者が蔓延する状況は、昨年度に引き続き平成26年3月に厚生労働省から出された全国医政関係主管課長会議資料「あはき無資格者の取締りについて」及び「あはき柔整無資格者の広告について」等により、我々が強く要望していた具体的な文言の追加があったことは、我々全鍼師会にとっても大きく前進するための一歩であると認識している。

また、無免許営業に対しても、従来我々は免許所有者である事のアピールが十分でなかったことも国民の理解が進んでこなかったと言えなくもない状況であったが、厚生労働省医政局医事課との協議を重ねて進展している。

新潟で開催した東洋療法推進大会は、新潟県師会関係者並びにご参加頂いた皆様のご尽力のお陰で、多くの会員、非会員及び学生を含め広く一般の方々にも公開できる楽しい大会とすることが出来た。

その他「学術セミナー」、「保険取扱普及講習会」、「スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会」、「視覚障害者委託訓練」、「地域健康づくり指導者研修会」等を実施した。

また、マッサージ等将来研究会による認定訪問マッサージ師認定講習会の開催、及び各都道府県が開催する公益財団法人東洋療法研修試験財団の認定する生涯研修の取り組みに対する支援をした。

「あはき等法推進協議会」、「鍼灸マッサージ保険推進協議会」、「マッサージ等将来研究会」等の活動を行った。

国民が良質な医療を受けるために必要な情報伝達の手段として「はり・きゅう・マッサージの日」(8月9日)に各地で開催するイベントに協力するとともに、その各地域の取り組みを月刊東洋療法で紹介した。

1 総務局報告

(1) 会議の開催

会務の円滑な運営を図ると共に、下記の会議を開催

1) 定時総会

5月26日 ホテルルポール麹町において、平成25年度全鍼師会定時総会を開催

2) 監査会

4月22日 全鍼師会会議室において、伊藤 由尋、田中 秀、君嶋 眞理子の監事3氏による平成24年度事業及び収支決算に関する監査を実施

3) 業務執行理事会

- ・第1回 10月2日 年度下期における事業の進め方について、第12回東洋療法推進大会最終打ち合せ、将来ビジョン検討委員会としての協議

4) 理事会

- ・第1回 5月26日 定時総会提出議案等について
- ・第2回 5月26日 代表理事（会長）の選出、及び副会長・各局長・各委員会メンバーの承認
- ・第3回 6月14日 理事の職務分掌と今後の対応について、第12回東洋療法推進大会 in 新潟について
- ・第4回 3月7日 新年度の事業計画と予算(案)審議
決算の見通し等

5) 正副会長会議

- ・第1回 5月25日 定時総会及び諸会議への提出案件の確認打ち合せ
- ・第2回 11月9日 都道府県師会会長会提出議案等の打ち合せ

6) 都道府県師会会長会

11月10日 ホテルルポール麹町において全国都道府県師会会長と全鍼師会業務執行理事が出席して開催

7) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟

10月20～21日 ANAクラウンプラザホテル新潟で開催

8) 将来ビジョン検討委員会

4月14日 ホテルノーブルシティ八戸で開催

(2) マッサージ等将来研究会の活動

国家資格を持たない無免許業者が増大し、あん摩マッサージ指圧師の教育、研修制度の充実が求められている現状を踏まえ、あん摩マッサージ指圧に係る7団体がマッサージ等将来研究会として研究、協議の場を設け、各団体の英知を結集し、国民に対し、あん摩マッサージ指圧に関する正しい知識を普及するための啓発活動の推進を図る。生涯教育部会は学術局が担当、普及啓発部会は総務局が担当し、年3回部会を開催し総務局長が出席した。また、公開中のホームページ「AMSネット」の運営と普及啓発に努めた。

(3) 安心のマークの普及

「安心のマーク」の使用許諾担当窓口として普及に努め、「安心のマーク」本年度使用許諾申請が31件、アクリルプレート「安心のマーク」は通算2,675枚の実績

(4) 各ブロック会議等への代表者派遣

4月28日 近畿鍼灸マッサージ師連盟理事会（兵庫）

5月11～12日	九州鍼灸マッサージ師会連盟代表者会議（佐賀）
6月22～23日	中国ブロック会議（山口）
7月7日	北陸ブロック会議（石川）
7月7～8日	東北ブロック大会（福島）
9月15～16日	関東甲越地区協議会（神奈川）
9月28～29日	北海道躍進大会（北海道）
11月3～4日	中部地区研修会（三重）
3月1～2日	四国ブロック協議会（愛媛）

(5) 都道府県周年記念式典等

12月1日	千葉県師会公益取得記念式典に会長出席
2月2日	静岡県師会創立90周年記念式典に会長出席

(6) (公財) 東洋療法研修試験財団評議員会等

(7) 入会案内の配布

(8) 優秀卒業生表彰

新規会員確保のため、3月に全国の鍼灸マッサージ養成専門学校等59校に平成26年度版入会案内を配布し、会長他理事が卒業式に出席し、表彰状及び記念品を贈呈した。

(9) 会員管理システムの運用

全鍼師会と各都道府県師会との間で、入退会等多くの会員情報交換を行っている。安定したシステム運用のため、担当者への個別指導を行ってきた。

(10) その他

2 財務局報告

(1) 短期借入金について

平成25年4月に会費納入までの繋ぎ資金として、りそな銀行新宿支店より2,000万円を調達、平成25年8月1日完済した。

(2) 経常費用の縮減について

平成25年度定時総会決議に基づき一部経常費用の縮減を実施した。

1) 研修等会場費の縮減（前期比29万円）

2) 専門学校等卒業式出席者の活動費用の縮減

活動手当1日1万円から5千円に縮減（前期比25万円）

3) 会費納入委託手数料の縮減（前期比77万円）

（年会費7月末日までの納付額に対し1%の委託手数料を支払）

(3) 特定資産（退職給付引当資産）の取崩について

職員1名退職に伴い、平成26年3月7日開催の第4回理事会承認に基づき、退職給付引当資産を取崩し充当した。

3 学術局報告（含：学術委員会）

(1) 学術セミナー

鍼灸マッサージに関する学術的視野に立ったセミナーを開催し、会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師が学術の研鑽を通してその技術の向上を図り、国民に対して良質な鍼灸マッサージ施術を提供することによって、その健康の保持増進に寄与することを目的に実施した。

開催は年2回、会場、テーマは下記の通り。

- 1) 第1回 7月7日 金沢エクセルホテル東急（石川県）
 - ・演題：県民公開講座「幸せは腸から ～心の免疫力を高めよう～」
 - 講師：人間総合科学大学教授・東京医科歯科大学名誉教授
藤田 紘一郎 先生
- 2) 第2回 9月29日 ホテル ノースシティ(北海道)
 - ・演題：「腰痛症に対する手技療法」
 - 講師：北海道高等盲学校附属理療研修センター副所長
片平 明彦 先生
 - ・演題：「研究と学術論文」
 - 講師：札幌青葉鍼灸柔整専門学校 学校長 吉田 重光 先生

(2) 都道府県鍼灸マッサージ師会が行う研修会等に対する講師派遣

都道府県師会が、本会と同一の目的をもって会員・非会員を問わず鍼灸マッサージ師に対する研修会等を行う場合に、本会から専門の講師を派遣することによってその資質の向上と、国民に対して良質かつ適正な施術等の提供を図り、もって国民の健康保持、増進に寄与することを目的に実施した。

(3) マッサージ等将来研究会「生涯・教育部会」による研究等

あん摩マッサージ指圧師の教育制度のあり方、(公財)東洋療法研修試験財団がすすめる鍼灸マッサージ師に対する生涯研修制度のあり方、あん摩マッサージ指圧師のスキルアップと専門性を高めるための認定制度の導入等を研究、協議し関係機関等に対し改善策等を提言した。

- ・部会は5回開催
- ・「マッサージ等将来研究会 認定制度規則」の作成
- ・「訪問認定マッサージ師」認定講習会の開催（東京・大阪会場）

(4) 各都道府県師会が開催する生涯研修の取り組みに対する支援

- 1) (公財)東洋療法研修試験財団の「生涯研修会終了報告書並びに修了証書交付の申請及び対象者に関するお願い」を各都道府県師会長に配信し促進を図った。
- 2) 各地域の中で(公財)東洋療法研修試験財団・生涯研修実施都道府県師

会報告

北海道：北海道 (1/1)
東北：青森、岩手、宮城、山形、福島 (5/6)
関東甲越：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟 (7/10)
北陸：富山、石川 (2/3)
中部：長野、静岡、岐阜 (3/5)
近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (6/7)
中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口 (5/5)
四国：徳島、香川、愛媛、高知 (4/4)
九州：福岡、長崎、鹿児島 (3/8)

総計 36 師会

財団共催の生涯研修実施都道府県師会報告

北海道：北海道師会 (10月30日)

1 師会

(5) 関係団体との委員会活動

1) 鍼灸安全性委員会

「鍼灸医療安全ガイドライン」、「鍼灸医療安全対策マニュアル」(医歯薬出版株式会社)の記載内容につき検討

2) 国民のための鍼灸医療推進機構への参画

運営委員会、運営作業委員会、研修作業部会、普及啓発部会、グランドデザイン検討委員会

3) (公財) 東洋療法研修試験財団と検討・実施

・「生涯研修実施要領」等の変更について

(6) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟において分科会を担当

・「かかりつけ鍼灸マッサージ師になるには」分科会を開催

・「臨床発表」を募集し分科会を実施

・保険局と合同のシンポジウム「療養費を用いた鍼灸マッサージの現状と課題」分科会を開催

(7) 学術委員会を3回開催

(8) 学術団体・研究機関との連携を密にする

1) (一社) 日本東洋医学系物理療法学会出席 (東京) 3月17~18日

2) (公社) 全日本鍼灸学会

第62回 (公社) 全日本鍼灸学会学術大会出席 (福岡) 6月7~9日

4 法制局報告(含：無免許対策委員会)

(1) 無免許対策委員会

1) 無免許対策委員会開催を2回開催 (9月1日、10月20日)

2) 厚生労働省医政局医事課と定期協議を9回開催 (4月3日、4月24日、6月14日、7月4日、10月9日、11月1日、12月11日、1月28日、3月6日)

- 3) 都道府県師会が取り組む「はり・きゅう、マッサージの日」の資料収集
 - 4) 各師会よりの質問、要望に対して問題点の検討と回答
 - 5) 無免許対策に関する相談・助言
 - 6) 各師会より有資格者の違反広告、無免許者の誇大広告を収集し、厚生労働省に情報提示、現状を認識
- (2) あはき等法推進協議会 7 回開催 (4 月 16 日、5 月 31 日、7 月 19 日、9 月 19 日、11 月 1 日、1 月 28 日、2 月 28 日)
- 1) あん摩マッサージ指圧師と無免許者との差別化について
 - 2) 国民生活センター (手技による医業類似行為の危害) について
 - 3) 週 3 日夜間 3 時間の養成施設について
 - 4) 養成施設の単位制に必要最小時間制について
 - 5) 携帯免許証明カードについて
 - 6) マッサージの診療報酬 (消炎鎮痛) の引き上げ運動について
 - 7) 産業分類改定について
- (3) その他
- 1) 第 12 回東洋療法推進大会 in 新潟
 - ① 分科会「厚生労働省医政局医事課へ物申す」
 - ② 普及啓発展示会場

5 保険局報告 (含：保険推進委員会)

(1) 保険取扱説明講習会

健康保険による鍼灸マッサージ施術の普及を図るため、鍼灸マッサージ師及び一般市民を対象として「保険取扱普及講習会」を開催し、保険制度の啓蒙啓発を図るとともに保険取り扱いの最新の制度を学習し、適正なアドバイスと事務処理能力を身につけるため地域ごとに適宜開催する。

具体的には、我が国では「誰でも」「どこでも」「いつでも」保険医療を受けられる国民皆保険体制が確立している。しかしながら、国民が鍼灸マッサージの施術を健康保険 (療養費) で受けようとする場合にはそう簡単ではなく、対象となる疾患や症状に制限があることや、面倒な手続きが必要であることなど色々理解をしていただく必要がある。こうした制度上の要件はまだ広く知られているとは言えず、国民への周知と普及を図らなければならない。

また、保険での施術を求められた場合に、施術者が適切に対応できるよう保険制度を熟知していなければならないことから、広く国民に対し、また、施術者に対し各地で保険取扱説明講習会を開催し、講習指導することにより療養費制度の一層の普及と関係事務手続きについて誤りのない適正な取り扱いを推進し、もって医療保険制度の適正運用と、国民が医療保険制度の適用を平等に受けられる機会の確保に寄与するため保険取扱

説明講習会を行った。

- 1) 保険取扱説明講習会は4回開催した。

北海道、滋賀、新潟、香川県

- (2) 医療保険制度に関する厚生労働省との協議

「5項目の要望」の実現を図るため関係4団体で構成する「鍼灸マッサージ保険推進協議会」に参画し、国民や鍼灸マッサージ師が利用しやすい療養費制度の運用について引き続き厚生労働省と協議を行った。

また生活保護における医療扶助のあはきの差別的な取り扱いについて関係部門と協議を行った。

- 1) 定期協議は12回、生保の協議を2回実施した。

協議事項

- ・あはき療養費の制度改革について
- ・療養費の料金改定及び運用について
- ・療養費取り扱い疑義照会への対応について
- ・保険取り扱い懸案事項について
- ・その他

- (3) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟において保険局単独シンポジウム、学術局と合同シンポジウムを開催し、前者では社会保障審議会医療保険部会あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費専門委員会において本会が示した「一部負担金でかかれる制度」「訪問施術制度」に関し説明を行い、パネリストと共にあはき療養費の制度改革について討議した。後者では昨年度の静岡大会において決定した療養費における施術にエビデンスの発表を行い、療養費におけるあはきが社会保障制度の中で重要な社会資源・医療資源であることを確認した。

- (4) 鍼灸マッサージを考える国会議員の会への出席について

鍼灸マッサージを考える国会議員の会に今年度は計5回参加。公益の立場からあはき療養費の新たな制度設計について国会議員の先生方に、その必要性についてご理解をいただくよう勉強会に出席した。

- (5) 「平成24年度・療養費のアンケート調査」を実施し、療養費の実態を各都道府県師会と共有した。

- (6) 各保険者への対応

療養費制度を適正かつ円滑に運用するため、保険者との連携、協力を努めるとともに、必要に応じ意見交換、協議等を行った。

- (7) 療養費制度及びその支給申請に係る日常的な相談指導を行った。
- (8) 医師向けの同意書発行に関するガイドブックの作成に着手した。
- (9) その他必要な事項を実施した。

6 広報局報告 (含：IT委員会)

(1) 月刊東洋療法の発行

国民はじめ行政等関係各方面に対する鍼灸マッサージについての正しい知識の普及と鍼灸マッサージ師の資質向上を図り、良質かつ適正な施術等を受けられることにより国民の健康保持、増進に寄与することを目的に、広報誌「月刊東洋療法」第228号～第239号の発行を行った。

当会が主催する各種研修会（東洋療法推進大会、学術セミナー、地域健康づくり指導者研修会・スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会等）の内容を随時紹介すると共に、第238号（2月号）から、大阪市立大学医学部名誉教授井上正康先生の「医者いらず健康長寿処方箋」の連載を開始した。

(2) IT委員会

全鍼師会ホームページのデータ更新等を随時行った。

7 事業局報告（含：普及事業委員会・スポーツ事業委員会・スパ事業委員会）

1. 普及事業委員会

(1) 東洋療法推進大会開催

全国の鍼灸マッサージ師を一堂に集め、鍼灸マッサージに関する学術の研鑽、技術の向上に資するための様々な講演、シンポジウム、症例発表等を行いその資質の向上を図り、もって国民に対し、より良質かつ適正な施術等を提供し、健康保持、増進に寄与することを目的に年1回、会員、非会員を問わず、鍼灸マッサージ師免許保持者及び専門学校学生を対象に、また、一般公開講座は一般国民を対象に実施。

1) 第12回 東洋療法推進大会 in 新潟の開催

日時：10月20～21日

会場：ANAクラウンプラザホテル新潟

大会テーマ 「東洋医学を知る ～伝統と科学の調和を目指して～」

参加者 470名（一般約100名含む）

各分科会を担当

- ・特別講演「免疫アップの生き方と東洋療法」
- ・「東洋医学川柳」普及事業委員会
- ・「講演「温泉とはりきゅうマッサージで健康づくり」」スパ事業委員会
- ・「日本型統合医療について」普及事業委員会
- ・「ふみだせ！鍼灸マッサージ師」スポーツ事業委員会

準備委員会：

第1回6月30日～7月1日開催し、大会開催の運営検討・準備を行った。司会進行について打ち合わせを行った

2) 第13回東洋療法推進大会 in 岡山の開催準備

日 時：12月11日

場 所：ホテルグランヴィア岡山
会場費・宿泊料金等の調整

(2) 東洋医学川柳

1) 東洋医学川柳選考委員会

日 時：9月15日

場 所：全鍼師会会館

新潟大会分科会で発表する作品10題を選考した

2) 東洋療法推進大会 in 新潟 分科会「東洋医学川柳」開催

一般国民への東洋医学の普及啓発を図る事業として東洋医学川柳を通年継続で、HPや広報誌などを活用し、広く作品を募集・選考し、東洋療法推進大会 in 新潟で優秀作品等を発表。

最優秀賞「火遊びは お灸をすえて 倍返し」(ひろP)

3) 平成26年度、全鍼師会入会案内の冊子作成

2. スポーツ事業委員会

(1) スポーツ鍼灸マッサージ指導者育成講習会の開催

会員、非会員を問わず鍼灸マッサージ師を対象に、スポーツ選手やスポーツ大会の参加者に対する医学的サポートを専門的に行うに当たっての知識、技術等を講習し、医師、監督、コーチ等のスタッフと連携のもと、鍼灸マッサージの特性を生かした医学的サポートができる人材を育成する。国内の各種スポーツ大会で選手及び参加者に対し、良質かつ適切なサポートを行い、もってスポーツ外傷・傷害の予防、事後の適切なケア、健康保持、増進を目的に実施。

- ・専門領域認定制度を導入し、認定者を競技団体等へ推薦
- ・講習会（前期・後期/A級・B級並行開催）の企画運営
- ・実行委員会の開催

1) 前期講習会

日 時：6月15～16日

会 場：東京ファッションタウンビル

参加者：受講者は116名（A・B級含め）

2) 後期講習会

日 時：12月22～23日

場 所：東京ビッグサイト

参加者：受講者は107名（A・B含め）

認定者は、HPに名簿発表するとともに、各都道府県担当部門へ名簿を提出する。

(2) 東洋療法推進大会 in 新潟分科会担当

テーマ：「ふみだせ！鍼灸マッサージ師」

3. スパ事業委員会

- (1) 東洋療法推進大会 in 新潟分科会担当
「温泉とはりきゅうマッサージで健康づくり」講演会

8 視覚障害局報告（含む、視覚障害委員会）

(1) 視覚障害者委託訓練事業

盲学校等を卒業し、鍼灸マッサージ師免許を取得したにもかかわらず未就職となっている方に対し、厚生労働省の障害者委託訓練事業に基づく職業訓練を受託実施し、技術の向上はじめ、医療に携わるものとして必要な資質の付与と職業的自立を図り、訓練生がこの訓練の成果を生かし、良質かつ適正な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に、上期、下期合わせて5名を訓練し、上期修了者は2名全員が就職できた。

(2) 鍼灸マッサージに関する相談、助言の支援と情報伝達支援事業

会員、非会員を問わず、視覚障害を持つ鍼灸マッサージ師に対し専門技術的事項、雇用や治療院経営等に関する相談、助言を行い、問題点を解消し、その結果を生かし、良質かつ適切な施術等を通じ、国民の健康保持増進を目的に事業を行った。併せて情報収集し提供を行った。

1) 鍼灸マッサージに関する各種相談業務

訪問相談：10件

電話相談：20件

2) 視覚障害を有する鍼師、灸師、あん摩マッサージ指圧師に対して、広報誌、会議資料等の文書等を点字等に変換し情報提供その他サポートを、他部局等と連携して対応した。

3) 視覚障害者関連会議及び視覚障害者に対する情報メディア等に関する情報収集、研究を実施した。

(3) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟

第12回東洋療法推進大会 in 新潟において、「きっとみんなにも便利」と題する分科会を開催して、講演と視覚障害者用情報支援機器のプレゼンテーションを行った。

(4) 他団体との協力事業

1) (公財) 杉山検校遺徳顕彰会（杉山和一生誕400年記念事業に関する協力）

2) (公財) 東洋療法研修試験財団（情報提供編集部会への協力）

(5) 視覚障害委員会

1) 視覚障害局の行う事業を支援

2) 視覚障害を有する鍼灸マッサージ師に対して情報伝達等について検討

9 地域健康づくり委員会報告

(1) 第7回地域健康づくり指導者研修会の開催

平成27年度の介護保険制度の大幅な変更をふまえ、今後介護支援事業に関わるうえで必要とされる最新の動向や情報、スキル、新しいビジネスモデルの提案等、多岐にわたる内容を会員・非会員を問わず全国の鍼灸マッサージ師に提供し身につけていただくよう2回にわたり開催した。また、今回から前期を地方開催、後期を今までと同様の東京開催とし、地方への普及を視野に実施した。

他、第12回東洋療法推進大会 in 新潟分科会にて、認定審査会を行った。

1) 前期開催

日 時：平成25年7月21日

会 場：青森県八戸市総合福祉会館「はちふくプラザ ねじょう」

参加者：28名

2) 後期開催

日 時：平成26年2月22～23日

会 場：東京 BIZ 新宿

参加者：40名

(2) 第12回東洋療法推進大会 in 新潟 分科会担当
地域健康づくり指導者 認定審査会

10 会館運営委員会報告

- (1) 会館運営は各業者と連携をとり保守管理を行った。
- (2) 会館の防災・災害対策として消火器・避難器具の点検を実施し、会館利用者への安全並びに防災管理を徹底した。

11 選挙管理委員会報告

理事・監事の役員を要綱などにより選挙を実施し選任した。

- (1) 4月1日、役員選任に関する告示を行い、候補者を募った。
- (2) 4月16日、選挙管理委員会（中央委員会）を行い、立候補者の確認などを行った。
- (3) 5月26日、定時総会にて役員選任の選挙を実施した。
 - 1) 理事選挙を行い、理事立候補者25名中25名全員が過半数の信任を受け当選した。
 - 2) 監事選挙を行い、監事立候補者3名中3名全員が過半数の信任を受け当選した。

財務諸表

1) 貸借対照表

平成26年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,883,282	2,106,022	△ 222,740
未収金	200,000	0	200,000
流動資産合計	2,083,282	2,106,022	△ 22,740
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	102,390,000	102,390,000	0
基本財産合計	102,390,000	102,390,000	0
(2) 特定資産			
減価償却引当資産	11,000,000	11,000,000	0
退職給付引当資産	1,690,120	2,887,920	△ 1,197,800
特定資産合計	12,690,120	13,887,920	△ 1,197,800
(3) その他固定資産			
建物および附属設備	88,379,233	90,581,997	△ 2,202,764
構築物	688,433	705,443	△ 17,010
器具及び備品	1,716,672	1,929,858	△ 213,186
その他固定資産合計	90,784,338	93,217,298	△ 2,432,960
固定資産合計	205,864,458	209,495,218	△ 3,630,760
資産合計	207,947,740	211,601,240	△ 3,653,500
II. 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,943,000	2,618,821	△ 675,821
預り金	785,085	997,589	△ 212,504
流動負債合計	2,728,085	3,616,410	△ 888,325
2. 固定負債			
退職給付引当金	2,306,400	2,887,920	△ 581,520
固定負債合計	2,306,400	2,887,920	△ 581,520
負債合計	5,034,485	6,504,330	△ 1,469,845
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
受取寄付金	105,607,844	105,202,252	405,592
指定正味財産合計	105,607,844	105,202,252	405,592
(うち基本財産への充当額)	(102,390,000)	(102,390,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	97,305,411	99,894,658	△ 2,589,247
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(11,000,000)	(11,000,000)	(0)
正味財産合計	202,913,255	205,096,910	△ 2,183,655
負債及び正味財産合計	207,947,740	211,601,240	△ 3,653,500

2) 正味財産増減計算書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位：円)

勘定科目	本年度決算	前年度決算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	1,992,000	2,864,000	△ 872,000
人 会 金	1,992,000	2,864,000	△ 872,000
受取会費	74,948,000	77,276,000	△ 2,328,000
正会員会費	71,352,000	73,688,000	△ 2,336,000
準会員会費	3,596,000	3,588,000	8,000
賛助会員会費	0	0	0
事業収益	9,601,873	10,818,288	△ 1,214,413
参 加 費	2,223,000	3,058,000	△ 835,000
認定登録料	935,000	800,000	135,000
施術報酬	3,167,089	4,248,410	△ 1,081,341
広 告 料	2,310,000	2,470,000	△ 160,000
委託手数料	966,804	239,876	726,928
受取補助金等	980,000	300,000	680,000
国庫補助金収入	450,000		450,000
民間補助金	530,000	300,000	230,000
受取寄付金	110,000	66,800	43,200
災害復興支援収入	110,000	30,000	80,000
寄付金収入	0	36,800	△ 36,800
雑 収 益	2,162,737	2,246,555	△ 83,818
雑 収 益	2,162,737	2,246,555	△ 83,818
経常収益計	89,794,610	93,569,641	△ 3,775,031
(2) 経常費用			
事業費	65,126,553	69,056,782	△ 3,930,229
役員報酬	4,325,000	4,430,000	△ 105,000
委員活動費	1,525,000	1,607,000	△ 82,000
職員給与手当	15,362,100	15,995,350	△ 633,250
退職給付費用	640,048	95,901	544,147
法定福利費	2,271,694	2,000,133	271,561
福利厚生費	1,592,504	1,524,908	67,596
旅費交通費	5,427,002	5,413,553	13,449
会場・会議費	4,267,627	4,554,148	△ 286,521
通信運搬費	7,503,382	8,332,656	△ 829,274
印刷製本費	10,755,695	11,840,388	△ 1,084,693
学校関係費	711,160	1,110,090	△ 398,930
会員福利厚生費	715,000	800,000	△ 85,000
減価償却費	1,868,636	2,020,663	△ 152,027
消耗什器備品費	666,277	400,980	265,297
消耗品費	355,584	381,781	△ 26,197
講師派遣費	2,228,488	2,475,707	△ 247,219
光熱水料費	546,060	533,365	12,695
保 険 料	649,004	597,881	91,123
ホームページ保守料	30,000	30,000	0
修繕費	4,350	0	4,350
支払手数料	214,885	39,890	174,995
会館維持諸費	1,200,738	2,668,160	△ 1,467,422
賃 借 料	492,637	467,851	24,786
委託費	693,000	841,000	△ 148,000
租税公課	632,119	632,273	△ 154
原 積 料	150,000	120,000	30,000
雑 費	298,563	183,104	115,459
管 理 費	27,257,304	29,945,541	△ 2,688,237
役員報酬	2,190,000	2,100,000	90,000
委員活動費	240,000	330,000	△ 90,000
職員給与手当	4,182,558	3,924,140	258,418
退職給付費用	181,232	23,379	157,853
法定福利費	567,924	512,597	55,327
福利厚生費	513,983	381,227	132,756
総会等関係費	2,877,758	3,132,151	△ 254,393
会 議 費	1,188,713	1,483,313	△ 294,600
旅費交通費	4,119,671	3,673,832	445,839
通信運搬費	1,464,994	1,729,469	△ 264,475
会員管理費	1,417,332	3,089,115	△ 1,671,783
減価償却費	564,324	603,029	△ 38,705
負 担 金	1,000,000	1,000,000	0
消耗什器備品費	126,912	72,094	54,818
消耗品費	23,573	23,346	227
修 繕 費	4,480	52,500	△ 48,020
印刷製本費	897,671	1,118,171	△ 220,500
ホームページ保守料	916,980	768,300	148,680
光熱水料費	167,744	163,844	3,900
会館維持諸費	368,854	819,630	△ 450,776
賃 借 料	109,793	95,999	13,794
保 険 料	129,236	123,269	5,967
諸 謝 金	2,012,715	2,031,020	△ 18,305
租税公課	444,181	364,527	79,654
支払利息	116,259		116,259
支払手数料	229,845	306,935	△ 77,090
委託費	666,760	1,431,680	△ 764,920
雑 費	423,812	525,174	△ 101,362
災害復興支援費	110,000	66,800	43,200
経常費用計	92,393,957	99,002,323	△ 6,618,466
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 2,599,247	△ 5,432,682	2,843,435
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 2,599,247	△ 5,432,682	2,843,435
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 2,599,247	△ 5,432,682	2,843,435
一般正味財産期首残高	99,894,658	105,327,340	△ 5,432,682
一般正味財産期末残高	97,305,411	99,894,658	△ 2,589,247
II. 指定正味財産増減の部			
受取寄付金	515,592	330,000	185,592
義援金等振替	110,000	66,800	43,200
当期指定正味財産増減額	405,592	266,800	142,392
指定正味財産期首残高	105,202,252	104,939,052	263,200
指定正味財産期末残高	105,607,844	105,202,252	405,592
III. 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	202,913,255	205,096,910	△ 2,183,655

(3) 財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目	場所、物量等	使用目的等	金 額	
I. 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金				
現金	手元保管	運転資金として	670,106	
預金	普通預金 群馬銀行四谷支店 (NO.0072014)	運転資金として	284,937	
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1717115)	運転資金として	266,270	
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1794734)	運営資金として	227,808	
預金	普通預金 りそな銀行新宿支店 (NO.1727254)	運転資金として	127,436	
預金	普通預金 三菱東京UFJ銀行 四谷支店(NO0046909)	運転資金として	190,474	
預金	郵便貯金 ゆうちょ銀行四谷通二 (NO.00160-8-31031)	運転資金として	86,251	
預金	郵便貯金 ゆうちょ銀行 (NO.00130-5-704535)	災害義援金として	30,000	
	計			1,883,282
未収入金	秋田県師会		150,000	
	日本鍼灸マッサージ協同組合		50,000	
	計			200,000
流動資産合計				2,083,282
2. 固定資産				
(1) 基本財産				
土地	107.40平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	建物の敷地。 1階を障害者職業訓練事業および 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は敷地面積の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	50,273,490	
			52,116,510	
	計			102,390,000
(2) 特定資産				
減価償却引当資産	定期預金 りそな銀行新宿支店	建物の外装の改良、室内の改造、屋上 の防水加工の強化等の改修をするため の資金。 公益目的保有財産は49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は 50.9%である。	5,401,000	
			5,599,000	
	計			11,000,000
退職給付引当資産	定期預金 群馬銀行四谷支店他	従業員の退職金支払のための引当資金積立。 公益事業等割合 70.4% 収益事業、法人会計割合 29.6%	1,189,844	
			500,276	
	計			1,690,120
特定資産合計				12,690,120
(3) その他固定資産				
建物および附属設備	床面積283.31平方メートル 新宿区四谷3丁目12番17	1階を障害者職業訓練事業でおよび 収益事業で使用。 2階から5階を各事業、管理で使用。 公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	43,394,203	
			44,985,030	
	計			88,379,233
構築物	会館モニュメント 新宿区四谷3丁目12番17	公益目的保有財産は建物使用割合の 49.1%である。 収益事業等、法人会計使用割合は、 50.9%である。	338,021	
			350,412	
	計			688,433
器具及び備品	会館建物用器具備品23件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産 収益事業等、法人会計用財産	750,144	
			802,950	
	計			1,553,094
	事務用器具備品19件 新宿区四谷3丁目12番17	使用割合で公益目的保有財産を按分 公益目的保有財産 収益事業等、法人会計用財産	99,783	
			63,795	
	計			163,578
その他固定資産合計				90,784,338
固定資産合計				205,864,458
資産合計				207,947,740
II. 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	日本鍼灸マッサージ協同組合	月刊「東洋療法」広報誌発行事業	693,000	
	国民の鍼灸医療推進機構		1,000,000	
	国税	消費税	250,000	
	計			1,943,000
預り金	源泉所得税		407,973	
	源泉住民税		39,700	
	社会保険			
	雇用保険		59,822	
	療養費預かり金		259,590	
	スポーツ預り金		5,000	
	その他預り金		9,000	
	その他預り金		4,000	
	計			785,085
流動負債合計				2,728,085
2. 固定負債				
退職給付引当金	従業員に対するもの	従業員2名に対する退職に備えたもの 公益事業等割合 70.4% 収益事業、法人会計割合 29.6%	1,623,706	
			682,694	
	計			2,306,400
固定負債合計				2,306,400
負債合計				5,034,485
正味財産	合計			202,913,255